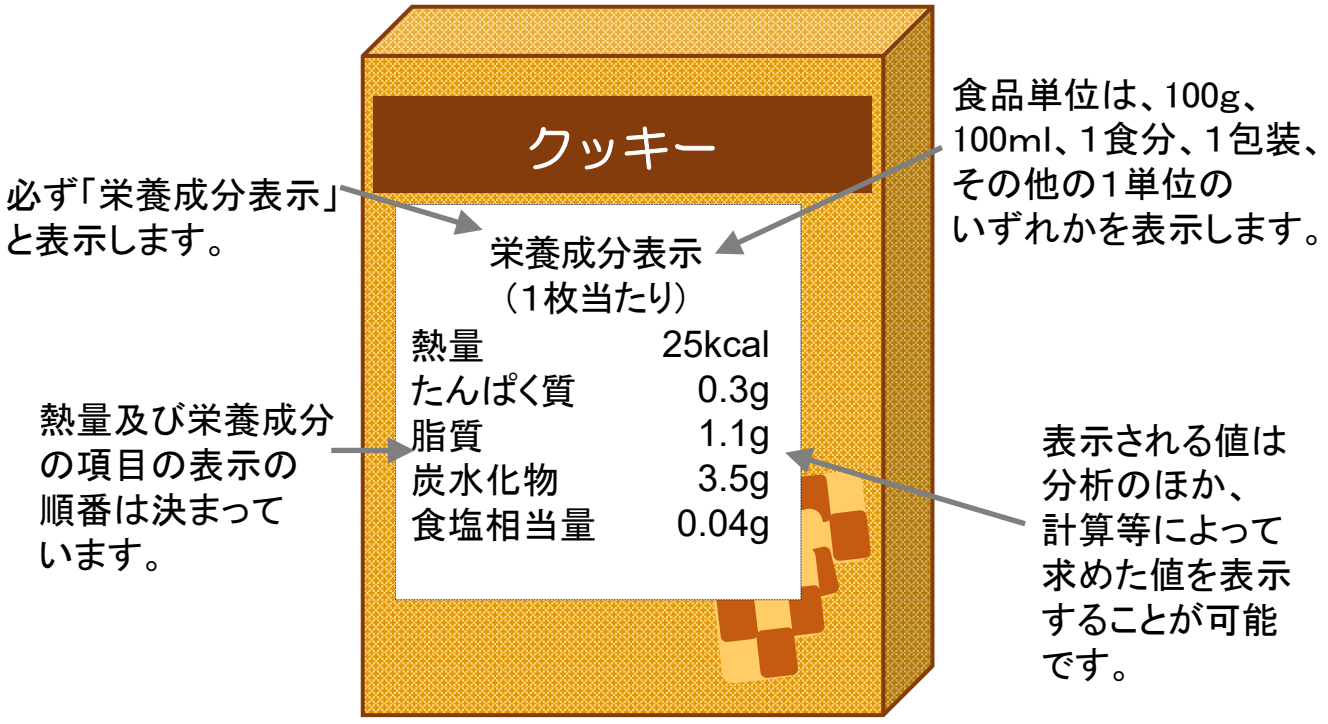
平成27年4月1日から義務表示になっています
栄養成分表示を行っていますか？

食品関連事業者の皆様

一般用加工食品には
栄養成分表示が義務付けられています。

具体的な表示の例



栄養成分表示　検索

消費者庁食品表示企画課保健表示室　東京都千代田区霞が関3-1-1　中央合同庁舎第4号館6F
TEL 03-3507-8800（代表）　FAX 03-3507-9292
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/

消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

【令和4年5月】

平成27年4月1日から義務表示になっています
栄養成分表示を行っていますか？

食品関連事業者の皆様からよくある質問

表示する値を求める際、必ず分析する必要がありますか？

◎ 必ずしも分析する必要はありません。

- 日本食品標準成分表（文部科学省　科学技術・学術審議会資源調査分科会報告）等のデータベースや原材料メーカーから入手した値を用いて、表示する値を求めることも可能です。
- ただし、栄養強調表示（低カロリー、減塩等の表示）をする場合や栄養機能食品の場合は、食品表示基準で定められた方法により得られた値を表示しなければなりません。

データーベース等から計算して得た値を表示する場合に、「推定値」又は「この表示値は、目安です。」の表示は必要ですか？

◎ 必ずしも表示をする必要はありません。

- 食品表示基準で定められた方法で得られた値が、表示値の許容差の範囲内にあれば、「推定値」等の表示は必要ありません。
- ただし、表示された一定の値について、許容差の範囲を超える可能性がある場合は、「推定値」等を表示する必要があります。この場合、値を設定した根拠資料を保管し、「推定値」又は「この表示値は、目安です。」のいずれかの文言を栄養成分表示に近接した場所に表示する必要があります。
- なお、下限値及び上限値で表示する場合は、「推定値」等で表示することはできません。

栄養成分表示の方法について詳しく分かる資料はありますか？

◎ 詳しくは、消費者庁ウェブサイトに掲げる次の資料を御覧ください。

- リーフレット
  「初めて栄養成分表示をする方へ　食品表示基準における栄養成分表示」
- ガイドライン
  「＜事業者向け＞食品表示法に基づく栄養成分表示のためのガイドライン」

栄養成分表示　検索

消費者庁食品表示企画課保健表示室　東京都千代田区霞が関3-1-1　中央合同庁舎第4号館6F
TEL 03-3507-8800（代表）　FAX 03-3507-9292
https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/

消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

【令和4年5月】